

## 学童保育指導員研修／修了レポート

No	21-270	氏名	平岩葉介
研修科目		専門研修「学童保育の子どもと文化的・芸術的生活づくり」	

## ○テーマ「受講して今後の学童保育実践にどう活かすか」

子どもたちに文化的で芸術的な生活が必要なのかどうか。まずは、ここについて考えてみる。

法的にみれば、日本国憲法の第 13 条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」の幸福追求権や第 25 条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の生存権が該当しそうな気がする。子どもの権利条約の第 31 条には、かなり具体的に「締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める」「締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する」と書かれている。児童福祉法では、第 2 条の「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」が該当しそうな気がする。

法的根拠があるから、子どもたちに文化的で芸術的な生活が必要だという、くだらないことを言うつもりはさらさらなくて、人間が人間であるために文化的で芸術的な生活が必要だという高尚なことを言うつもりもあんまりなくて、もっとひらたく、文化的で芸術的な生活は、すごくすごく楽しいものだから、子どもたちが成長していく過程で、いろいろに経験したほうが、いろいろに経験しないよりも、ずっとずっと良いはずだから、大人たちは、がんばらないといけないね、ということ言いたいがために、堅苦しい文章を冒頭にもってきた次第である。でも、そういう認識は、社会のなかで幅広く共有されているから、憲法や条約や法律でも触られているんだなあと考えることもできると思う。

ここまでは良しとして、では、それと学童保育をむすびつけることがどうなのかということを考えてみたい。ポイントは「学童保育に文化的で芸術的な生活を求めるのかどうか」というところ。

先に結論めくと、「学童保育に文化的で芸術的な生活は必要である」となる。僕の持論はとりあえず 3 つ。

- ①学童保育で子どもたちが生活する時間数は、小学校や家庭と比較して少ないわけではなく、土曜日も学童保育で生活する子どもは、小学校よりも多くなるし、小学校の夏休みという文化的で芸術的な生活のピックアップに学童保育で生活するわけだから、家庭に代わって、それらの文化的で芸術的な生活を保障する責任が学童保育にあるだろうと思われること。
- ②学童保育の子ども集団は、7 才から 12 才という興味・関心・好奇心を育てる絶好の年齢？であり、その異年齢の集団は一定の固定化・安定化された（入れ替わりが少なく、お互いを認識しているので、組織しやすいという意）ものであるから、指導員が文化的で芸術的な生活を導入することに、児童館や子ども会などと比較してかなりのアドバンテージがあると思われること。
- ③学童保育の子どもたちは、バラバラな地域から集まってくるのではなく、多くは同一の小学校区内であり、または隣接する小学校区内であることから、地域的な文化的で芸術的な生活を共有しやすい。いわゆる地元の神社のお祭りであったり、地元で取り組まれている年中行事などに参加しやすく参加意識も容易に形成される。学童保育そのものに地域性の高さがあるから、文化的で芸術的な生活もニアリーイコールになるとと思われること。

学童保育で子どもたちが生活する時間的な要素とその集団の特異的な要素、さらにその地域性の 3 点から、学童保育に文化的で芸術的な生活が必要と思われることを考えてみた。

そこから、さて、どうしていくのか。子どもたちから自然発生的に文化的で芸術的な生活が生み出されることはないとは言わないが、やっぱりそれは稀なケースであると思うし、どうやって考えても、現場の指導員がなんらかでリードしていくことが求められると思う。ただそれは、指導員個人につきつけられるものではなく、いわゆる利用者である保護者も、同じ地域に住み、多種多様な職種や技能や人脈を持ち合わせていることを考えると、指導員に求められるのは、学童保育を中核にしたマネジメントのチカラになるのかなとふと思ったりして、まとめて代えたい。